

所有外管理資産の取扱い変更に係るマニュアル改定の概要

1 全般的な事項

・ 定義 (No. 6)

所有外管理資産とは、一定の地方負担を伴って整備され、当該地方公共団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産。

・ 計上する団体・対象物 (No. 7, 32)

所有外管理資産は、有形固定資産として資産計上する。

都道府県、指定都市が管理する指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川以外の重要性の乏しい資産については、各団体における財務書類や指標への影響に応じて計上しないことを許容。

	都道府県	指定都市	市町村
指定区間外の国道	○	○	—
指定区間の一級河川・二級河川	○	○	—
その他の所有外管理資産	△	△	△

○：計上する

△：重要性の乏しい資産については、計上しないことを許容

2 貸借対照表

・ 表示科目に「所有外管理資産」を追加。

事務負担等に配慮し「その他」に計上することも許容する取扱いを記載。

(No. 3, 29)

3 純資産変動計算書

・ 表示科目に「過年度分の所有外管理資産の計上」を追加。

事務負担等に配慮し「その他」に計上することも許容する取扱いを記載。

(No. 9, 10, 29)

4 その他

・ 所有外管理資産に係る注記例を記載。(No. 17)

・ 所有外管理資産が管理対象ではなくなった時の処理方法、整備時の費用の計上方法などについてQ & Aに追記。(No. 30, 31, 33)